

身分に関する政令

(政令 103 号 ANKbk)

2000 年 12 月 29 日

第1章

総則

第1条

本政令の目的は、カンボジア王国における身分関係の業務及び書式、それにその手続について規定する。

第2条

身分は、国籍を国に結び付けるとともに、社会においてある家族内における当人の実態を表し、それに当人の権利及び義務を発生させることである。

身分証書は、カンボジア王国の法律の管轄下において住んでいるカンボジア国籍の人々及び合法的に生活している外国籍の人々の民法上の身分状況を記録する書面である。

身分証書は、出生証書、結婚証書及び死亡証書を含む。

第3条

身分登録簿への身分登録は、カンボジア国民全員の義務である。

第4条

身分登録簿への出生登録及び死亡登録に際して、報告者及び／又は証人、又は本人が身分登録官の面前で行わなければならない。

身分登録簿への婚姻関係の登録は、本人及び証人が身分登録官の面前で行わなければならない。

第5条

カンボジア王国における身分関連の書式及び手続きは、全国的に統一的に適用をしなければならない。

身分関連書式は、本政令の付録に添付する。

第6条

王族に関する身分登録は、本政令の適用範囲外であり、その業務は、王室大臣が担当する。

第7条

身分証書の複写は、公的に価値がないものとする。

身分登録官は、複写した身分証書の上に証明をしてはならない。

身分証書の謄本又は身分証書の抄本については、本政令の第 10 章に規定する。

第 2 章 身分登録官

第 8 条

コミューン又はサンカットの長は、その管轄下の身分登録官である。

コミューン又はサンカットの長が不在の時、職位に基づき、それぞれの次長にその権限を書面で委任しなければならない。

コミューン又はサンカットの長が死亡又はその職から解任された場合は、職位に基づき、その次長が身分登録官となる。

第 9 条

身分登録官の役割は、次のとおりである。

- 出生関連事項、婚姻関連事項、死亡関連事項の身分登録簿への登録及びその監督
- 当年度における身分に関する謄本又はその抄本の発行
- 本政令の第 13 条に規定されている条件に基づく当年度内における身分登録簿のスペルの訂正
- 結婚の許可、火葬又は土葬の許可
- 担当業務の身分関連事項に対する責任
- 身分証書上の署名及び押印
- 裁判所の確定判決又は法規の規定に基づく身分関連事項の訂正又は否認
- 身分登録簿の種別の厳重な保管、追跡可能な管理
- 過去年度の身分登録簿を管轄の市役所又はカンの役場に 1 部、及び管轄の地方裁判所に 1 部送付する
- 管轄の住民に対して身分登録に関連する義務を教育し、住民の身分関連の届や申請等の便宜を図る
- 毎月のコミューン又はサンカットの出生、結婚、死亡、家族数及び住民の人数の集計を行い、毎年度末のこれらのデータを管轄の市又はカンに報告する
- 必要性に応じて、身分関連事項について当局者と連携する

第 10 条

外国駐在のカンボジア王国大使館や総領事館もしくは領事館などでの身分関連事務の実施は、カンボジア王国内における身分関連事務の実施と全く同じである。

必要があった場合は、内務大臣と外務・国際協力大臣が共同省令で追加の指導要領を制定する。

第 11 条

外国駐在のカンボジア王国大使館又は総領事館若しくは領事館において、外務・国際協力大臣の任命で 1 名の職員を身分登録業務に従事させなければならない。また、その旨を内務大臣に通知しなければならない。

その身分登録官の仕事のやり方については、内務省と外務・国際協力省間で協議をしなければならない。

第 3 章

身分登録簿について

第 12 条

各コミュニオン又はサンカットにおいて、出生、結婚、死亡を記録する身分登録簿を備え、また出生証明書、結婚証明書及び死亡証明書を発行しなければならない。

当該登録簿は、内務大臣のプラカス（省令）によって規定されている書式に従って、項目別に 2 部ずつ備えなければならない。

当該登録簿には、総ページ数及びページ番号を 1 ページ目から最終ページまで記入しなければならない。1 ページ目と最終ページには番号を文字表記にし、コミュニオン又はサンカットの長が通常 of 署名をしなければならない。2 ページ目及びその他のページは略式署名をし、全ページにコミュニオン又はサンカットの長の公印を押さなければならない。

第 13 条

すべての身分登録簿を修正したり、消したり、線で削除したり、文字を挿入したりしてはならない。修正したり、削除したりした場合は、左マージンの部分に赤ペンで、「何文字の削除を認める」、「何文字の挿入を認める」などを記載し、身分登録官、報告者及び／又は証人、及び／又は本人が署名するか、左親指の押捺をしなければならない。

記載の間違いがあつたページについては、そのまま保存し、それを破いたりしてはならない。

第 14 条

身分登録簿は、各年度の 1 月 1 日から使用し、12 月 31 日に閉めなければならない。

次年度の 1 月に、身分登録官は、身分登録簿を監査及び保存のために、各種登録簿を 1 冊ずつ管轄の市若しくはカンに送付し、残りの 1 冊ずつは管轄の地方裁判所の送付をしなければならない。

外国駐在の大使館、総領事館及び領事館で使われている身分登録簿は、次年度の 1 月に外務・国際協力省を通じて 1 冊ずつ内務省に送付し、残りの 1 冊ずつは司法省に送付

をし、それぞれ保存をしなければならない。

第 15 条

身分登録官は、各種登録簿及びそれに関連する資料をきちんと保存し、また各人の秘密を守らなければならない。

安全に保存の担保ができないコミューン又はサンカットの役場において、当該コミューン又はサンカットの身分登録官が、身分登録簿を管轄の市又はカンの役場で保存をしなければならない。身分関連証書を作成するとき、身分登録官が、その管轄の市またカンの役場へ出向き、コミューン又はサンカットで行うときと同じ要領で作成をしなければならない。

第 16 条

内務省は、全国的に身分関連業を統一的行えるために、身分登録官の育成を行い、また身分登録簿及び身分証書用紙を必要な量で、迅速に身分登録官に供給しなければならない。

第 4 章

出生証書

第 17 条

子供が生まれたとき、父母が、30 日以内に、その旨を定住の居住地の管轄のコミューン又はサンカットの役場の身分登録官に報告し、嫡出子か非嫡出子かを明確にして、出生簿登録をしてもらわなければならない。嫡出子の場合は、父母の結婚証書を見せなければならない。

父母が用事等で行けない場合は、子供が生まれたことを直接見聞きした親戚又は隣人に依頼し、その父母の結婚証書を持参して規定の期間内に出生登録簿に登録をしてもらわなければならない。

第 18 条

幼児の氏は、家系代々の氏をとってもいいし、父親側の祖父の名前をとってもいいし、父親の名前をとってもいい。

父母又は保護者が子供の名前を決める。

第 19 条

捨てられた幼児を拾った人は、拾った場所の管轄のコミューン又はサンカットの身分登録官に引き渡さなければならない。身分登録官は、その旨の報告書及びその幼児の出

生簿を作成し、必要な場合は氏名を決め、また生年月日については保健省の職員の意見を聞いて推定し、さらに父母の氏名の欄には不明と記載しなければならない。

その幼児を養子として迎え入れる人がいた場合は、その幼児の氏は養親の氏をとらなければならない。

その幼児を養子として迎え入れる人がいない場合は、身分登録官は、その幼児を近くの幼児保護センター又は孤児院に、上記の報告書及び出生証書を添えて引き渡さなければならない。

第 20 条

幼児保護センター又は孤児院で養育を受けている幼児又は児童で、出生証書を持っていない子については、当該センター又は孤児院が、その幼児又は児童を管轄のコミュニケーション又はサンカットの身分登録官の所へ連れて行き、出生登録を行い、出生証書をもらわなければならない。

第 21 条

幼児保護センター又は孤児院から養子をもらうとき、又は拾った幼児を養子にするとき、若しくは幼児の父母から養子をもらうときは、施行されている関係法規に従わなければならない。

上記の養子については、その旨を身分登録簿に記載しなければならない。

第 22 条

囚人が子供を産んだ場合は、子供の出生地は、母親若しくは父親の住所地とする。

第 23 条

非嫡出子についても、身分登録簿に登録をしなければならない。出生証書を作成するとき、もし親が婚姻関係になく、両方とも自分の子であると認知をした場合、身分登録官は、その両方が幼児の親であるとみなさなければならない。

もしその認知が片方からしかない場合は、その片方のみが親であるとみなす。

未認知の片方が後から認知をしたい場合は、その認知の訴えを起こすことができる。

非嫡出子は、身分登録後に親が婚姻届をした場合は嫡出子となる。

子供の認知は、婚姻関係登録前でも、登録後でも、あるいは同時でも行うことができる。

第 24 条

出生登録後、身分登録官は、出生証書の正本を 1 部、それに報告者の請求枚数の謄本をその報告者に交付しなければならない。

第 25 条

子供が出生し、30 日以内に報告し、出生登録をしていない場合は、親又は保護者が、管轄の裁判所から判決をもらわなければならない。

父母若しくは保護者が、その判決を持って管轄のコミューン又はサンカットの身分登録官に出生登録をしてもらわなければならない。

必要があった場合、内務大臣及び司法大臣が追加のガイドラインを出さなければならない。

第 26 条

外国で合法的に在住しているカンボジアの父母から誕生した子、又はカンボジア人の父親と外国人の母親から誕生した子、又は外国人の父親とカンボジア人の母親から誕生した子については、その父母が当該国での法律に基づいて出生届を出すことができる。カンボジア王国への帰国後は、当該国が発行した出生証書に基づいて居住地の管轄の身分登録官に出生登録を行い、国籍についてはカンボジア王国の国籍法に基づくものである。身分登録官は、提出された出生証書を保管し、新しい出生証書の謄本を交付しなければならない。

父母が当該国駐在のカンボジア王国大使館、又は総領事館あるいは領事館に出生登録を行った場合は、カンボジアへの帰国後は、その時受領した出生証書を公的に利用することができる。

第 27 条

カンボジア王国に合法的に永住している人及び合法的に在住している外国人は、カンボジア王国内で子供を出生した時、定住の住居地の管轄のコミューン又はサンカットの役場で身分登録簿に登録をすることもでき、又はカンボジア王国駐在の自国の大使館又は総領事館若しくは領事館でその出生登録を行うこともできる。もしコミューン又はサンカットの役場で出生登録をした場合は、父母の氏名及び子供の氏名については、クメール語とローマ字表記を併記しなければならない。

子供の国籍については、カンボジア王国の国籍法に基づくものである。

第 5 章

結婚証書

第 28 条

結婚をしようとする男女は、女性側の住居地の管轄のコミューン又はサンカットの役場に結婚許可の申請をしなければならない。身分登録官は、カンボジア王国の婚姻家族

法の条件に基づいて厳格に申請書を審査しなければならない。

第 29 条

身分登録官は、予定している結婚発表書面の 1 部を女性側住居地の管轄のコミュニオン又はサンカットの役場に公示し、2 部を男性側の住居地の管轄のコミュニオン又はサンカットの役場に送り、役場で公示するとともに、男性側の住居に貼らなければならない。

その発表書面には、下記のことを記載しなければならない。

1. 結婚予定の男女の氏名、年齢、職業及び住所
2. 結婚予定の男女の両親の氏名、年齢、職業及び住所
死亡の場合は死亡と記載する
3. 異議申立期間

当該結婚の利害関係者がこの婚姻関係に同意せず、異議申立てができるようにするために、本結婚発表書面の公示は、結婚式の日の前の 10 日間公示しなければならない。10 日間が経過し、異議申立てがない場合は、予定通り結婚をすることができる。異議申立てがあった場合は、当局者が本件の異議申立てを完全に解決した後でなければ結婚をすることができない。

第 30 条

婚姻関係は、女性側の住居地の管轄であるコミュニティ又はサンカットの役場の身分登録官の面前でその旨を婚姻登録簿に登録することによって適法となる。

婚姻契約書は、婚姻登録簿に記載し、身分登録官、当事者及び証人 2 名が拇印を押捺しなければならない。

第 31 条

結婚予定の夫婦は、結婚を報告し、婚姻登録簿への登録を申請した場合は、身分登録官が婚姻登録簿に登録し、結婚証書の正本及び当事者の請求枚数の謄本を夫婦当事者に交付しなければならない。

第 32 条

外国で合法的に居住できるカンボジア国民同士若しくはカンボジア人と外国人との結婚許可申請については、当該外国で駐在のカンボジア王国の大使館又は総領事館若しくは領事館の身分登録官の面前で行わなければならない。

カンボジア同士若しくはカンボジア人と外国人との結婚が当該外国の法律に適法で行われた場合は、カンボジア王国の法規に違反しない場合はその結婚をカンボジア王国でも公式に認める。その結婚証書若しくは結婚証書の謄本を当該外国駐在のカンボジア王国の大使館又は総領事館若しくは領事館に提出し、婚姻登録簿に登録をしなければならない。

ない。またカンボジア王国に居住するときは、その居住地の管轄のコミューン又はサンカットの役場にその婚姻関係を登録しなければならない。当該外国駐在のカンボジア王国の大使館又は総領事館若しくは領事館は、その結婚証書の謄本を保管し、新しく登録された婚姻登録簿の謄本を当事者の利用のために交付をしなければならない。

第 33 条

カンボジア王国に合法的に永住している人又は合法的に在住している外国人とカンボジア人との間の結婚は、カンボジア王国の法律に基づいて行わなければならない。

第 34 条

カンボジア王国に合法的に永住している人及び合法的に在住している外国人は、永住者又は居住の外国人との結婚を自国の婚姻に関連する法律に基づいて行うことができるが、身分登録官にその結婚の場所と日時を知らせて許可をもらわなければならない。

結婚をするとき、夫婦は、カンボジア王国駐在の自国の大使館又は総領事館若しくは領事館に、もしあれば、それを登録することもできるし、あるいはカンボジアの法律に基づいて身分登録官に登録をしてもらうこともできる。

外国人の氏名の登録については、クメール語とローマ字表記を併記しなければならない。

第 6 章

死亡証書

第 35 条

死亡者が出た場合、その遺族、又は親族、又は隣人、又はその死亡者が所属している機関の義務者は、その死亡者の住居地の管轄のコミューン又はサンカットの身分登録官に届をしなければならない。

その死亡の原因が一般の疾病又は老死、又は自然災害などで殺人事件と関係の疑いがない場合は、身分登録官は、火葬又は土葬の許可を出さなければならない。

死亡登録簿へ登録及び死亡証書の発行は、死亡日から 15 日以内に行わなければならない。

社会に危険をもたらすような伝染病で死亡した場合は、直ちに病院や衛生当局に報告をしなければならない。病院又は衛生当局の決定に基づいて身分登録官が火葬又は土葬の許可をしなければならない。

第 36 条

死亡した人の死亡原因に何らかの形で殺人犯罪と関わる疑いがあるときは、身分登録

官又は関係者は直ちに死亡場所の管轄の当局者に通知し、専門の当局者に捜査や鑑定などを迅速に行わせなければならない。担当の当局者からの決定を受けてから、身分登録官が火葬や土葬の許可を出さなければならない。

第 37 条

あるコミューン又はサンカットのカンボジア国民が、別のコミューン又はサンカットで死亡した場合は、死亡した場所のコミューン又はサンカットの身分登録官は、死亡者の住居地のコミューン又はサンカットの身分登録官に通知し、その身分登録官が死亡者の親族に通知して、遺体を受け取り、葬儀などを行うとともに、死亡者の住居地の役場で死亡の登録をしてもらわなければならない。

もし死亡者に親族がない場合は、死亡した場所のコミューン又はサンカットの身分登録官は、火葬又は土葬を行い、死亡登録をしなければならない。

第 38 条

刑務所内で囚人が死亡した場合は、刑務所の責任者は、関係当局者及びその囚人の常用居住地の管轄のコミューン又はサンカットの身分登録官に書面で通知し、死亡登録をしてもらわなければならない。

第 39 条

死亡の届があった場合は、身分登録官は、死亡登録をし、死亡証書の正本を 1 部及び届出人の請求の部数の死亡証書の謄本を届出人に交付しなければならない。

第 40 条

死亡が 15 日を経過し、死亡登録の届出をしていない場合において、遺族は、地方裁判所から判決をもらい、死亡者の住居地の管轄のコミューン又はサンカットで死亡登録をしてもらわなければならない。

第 41 条

外国で合法的に生活をしているカンボジア人が死亡をした場合は、その家族、親族、隣人若しくはそれを直接見た人が、当該外国の法律に基づいて当該外国での死亡登録を行うことができる。カンボジア王国に帰国をした場合は、当該外国が交付していた死亡証書を持って、死亡者が当該外国へ行く前に住んでいた住所地のコミューン又はサンカットへ行って死亡登録をしなければならない。

身分登録官は、提出された死亡証書の謄本を保管し、新しい死亡証書を届出人に交付しなければならない。

当該外国駐在のカンボジア王国の大使館又は総領事館若しくは領事館において、すで

にその死亡登録をした場合は、カンボジア王国に帰国後も交付された死亡証書を公的に利用することができる。

第 42 条

カンボジア王国に合法的に永住している人及び合法的に在住している外国人は、カンボジア王国内で死亡をした場合は、その家族又は親族若しくは責任者は、その死亡者が死亡する前に定住した住所地の管轄のコミューン又はサンカットの役場でその死亡登録をすることができ、又はカンボジア王国駐在のその死亡者の国の大使館又は総領事館若しくは領事館でその死亡登録をすることもできる。

もしコミューン又はサンカットの役場でその死亡登録をした場合は、外国人の氏名についてはクメール語とローマ字表記を併記しなければならない。

第 7 章 出生証明書

第 43 条

カンボジア国民で本政令が施行される前に出生し、出生証書を持っていない場合は、定住の住居地の管轄のコミューン又はサンカットで新しい書式に基づいて出生登録を行うことができる。その場合は、出生証明書の作成をしようとする人の経歴をよく知り、その人の誕生から同じ地域に住んでおり、信用できる 2 人の成人が、身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

給料をもらっている国家公務員又は年金受給者については、給料に係る書類や年金受給書類などを持参し、出生登録簿に生年月日などを登録しなければならないが、その生年月日は当該関連資料と異なってはならない。

第 44 条

出生登録の申請があった場合は、身分登録官が登録をしなければならない。また登録完了時、身分登録官の署名付きの出生証明書の正本を 1 部、それに届出人の請求枚数の出生証明書謄本を当事者に交付しなければならない。

第 8 章 結婚証明書

第 45 条

カンボジア国民で本政令が施行される前に、すでに夫婦になっているが、結婚証書を持っていない人は、その夫婦当事者が定住の住居地の管轄のコミューン又はサンカット

で新しい書式に基づいて婚姻登録を行うことができる。その場合は婚姻登録をしようとする夫婦のことをよく知り、その人と同じ地域に住んでおり、信用できる 2 人の成人が、身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

第 46 条

夫婦本人が婚姻登録をしに来た場合は、身分登録官が婚姻登録簿に登録をし、完了後は身分登録官の署名付きの結婚証明書正本を 1 部、それに夫婦本人の請求枚数の結婚証明書謄本を交付しなければならない。

第 9 章 死亡証明書

第 47 条

カンボジア国民で本政令が施行される前に、すでに死亡し、死亡証書がない場合は、その死亡者の親族が、自分の定住の住居地の管轄のコミューン又はサンカットで新しい書式に基づいて死亡登録を行うことができる。その場合は、その死亡を直接見聞きし、死亡者と同じ地域に住んでおり、信用できる 2 人の成人が、身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

第 48 条

死亡登録申請があった場合は、身分登録官が死亡登録簿に登録をし、完了後は身分登録官の署名付きの死亡証明書正本を 1 部、それに申請人の請求枚数の死亡証明書謄本を交付しなければならない。

第 10 章 身分登録簿の謄本又は抄本

第 49 条

身分証書の謄本と抄本には、出生証書の謄本と抄本、結婚証書の謄本と抄本、死亡証書の謄本と抄本、出生証明書の謄本と抄本、結婚証明書の謄本と抄本、死亡証明書の謄本と抄本がある。

謄本の内容は、身分証書の原本と同じものでなければならない。身分証書の抄本には、申請人の請求の主な内容を身分登録簿から書き写さなければならない。

第 50 条

身分証書の謄本又は抄本の申請人は、身分証書の原本を持参しなければならず、書き

写しの際には保管されている原本から行わなければならない。身分証書の原本をなくした場合は、身分登録官は、当年度にコミューン又はサンカットの役場で保存されている身分登録簿から書き写さなければならない。何らかの理由で身分登録簿が消滅し、その消滅についてきちんとした記録があった場合で、しかも内務省及び司法省の共同ガイドラインがあった場合は、申請人が持っている身分証書から書き写すことができる。

第 51 条

当年度の身分証書の謄本又は抄本の申請はコミューン又はサンカットの役場で行い、謄本又は抄本には身分登録官が署名し、かつコミューン又はサンカットの長が承認の署名をしなければならない。

第 52 条

過年度の身分証書の謄本又は抄本の申請は、管轄の市又はカンの役場、若しくは地方裁判所で行わなければならない。

市又はサンカットの役場で身分登録簿の謄本又は抄本の申請をした場合は、身分登録簿保管管理官が署名をし、市又はカンの長が承認の署名をしなければならない。

地方裁判所で身分登録簿の謄本又は抄本の申請をした場合は、当該裁判所の書記官が署名をし、所長又は所長の代行が承認の署名をして、公印を押さなければならない。

第 53 条

外国で合法的に生活をしているカンボジア人で、身分登録を当該外国駐在のカンボジア王国大使館又は総領事館若しくは領事館で身分登録を行った場合において、身分証書の謄本又は抄本を申請するとき、当年度であれば、当該外国駐在の大使館又は総領事館若しくは領事館で行わなければならない。謄本又は抄本には担当の身分登録官が署名をし、大使又は総領事若しくは領事が承認の署名をして、公印を押さなければならない。

過年度の身分証書の謄本又は抄本の申請は、過年度の身分登録簿を保管している内務省若しくは司法省で行わなければならない。

第 11 章

身分関係の業務についての法律上の責任

第 54 条

本人及び証人は、自分たちが見聞きしたことを身分登録官に対して誠実に各種の証言をしなければならない。

第 55 条

身分登録官は、身分証書の作成について国民のために誠実に行わなければならない。身分証書の作成について共謀若しくは意図的に偽造をした身分登録官は、法律に基づいて罰金刑及び刑事罰に処する。

偽造された身分証書は回収し、裁判所に訴追し、法律に基づいて処罰されなければならない。

第 12 章 身分関係の予算

第 56 条

身分登録簿及び身分証書の印刷、並びに身分登録官の人材育成については、国の予算によって賄う。

第 57 条

内務省は、身分登録簿及び身分証書の印刷、並びに身分登録官の人材育成の年度の予算案を作成しなければならない。

第 58 条

出生証書及び死亡証書は、無料とする。

結婚承認申請及び婚姻登録、出生証明書申請、結婚証明書申請、死亡証明書申請は、申請者が規定の用紙代を負担する。

身分関係の謄本又は抄本の申請については、コミュニケーション又はサンカットの費用及び国庫収入として、申請者が用紙代を負担し、申請書には収入印紙を貼らなければならない。

用紙代及び収入印紙の金額については、経済財政大臣及び内務大臣の提案で、政令として制定する。

第 13 章 経過規定

第 59 条

身分の証明申請、出生証明のための登録簿への登録、結婚証明のための登録簿への登録、死亡証明のための死亡登録簿への登録は、カンボジア国民にのみ適用し、本政令の施行日から 30 年間とする。本期間を経過した場合で、出生証書又は死亡証書を有しないカンボジア国民は、居住地の管轄の地方裁判所から判決をもらい、管轄のコミュニケーション又はサンカットの身分登録官に申請し、登録をしなければならない。結婚証書関係については、配偶者が任意でその申立てをすることができる。

第 60 条

ある人物の身分証書を別の人物の身分証書として利用することを固く禁止する。

第 61 条

古い時代の古い法律で作成された身分証書及び 1978 年以降に作成された身分証書で、現在もそれを保存している人は、今後の利用のために、それを持って身分登録官に提示し、新しい制度に基づいて身分登録を行わなければならない。

第 62 条

古い身分証書が何らかの形で不適法と判断した場合は、身分登録官はそれを回収し、当事者に対して新制度に基づいて登録を行うように指導をしなければならない。

第 63 条

各種身分関係の登録を 2 回以上又は複数箇所での登録を固く禁じる。

第 14 章 罰則規定

第 64 条

身分登録官に不実の報告をした者、又は他人の身分証書を自分のものであると偽って利用した者、又は同じ役場において 2 回以上の身分登録を行なった者、又はカンボジア王国内で複数の役場で身分登録をした者、又は偽造の身分証書を利用した者は、法律に基づいて罰金刑及び刑事罰に処する。

第 65 条

身分登録を申請した国民と共謀又は共犯又は偽造をした身分登録官、又は規定の金額より多く請求をした身分登録官は、法律に基づいて罰金刑及び刑事罰に処する。

第 15 章 最終規定

第 66 条

この政令に反するすべての規定は、無効とする。

第 67 条

閣僚評議会担当大臣，内務省共同大臣，司法大臣，外務・国際協力大臣，経済財政大臣，各省庁の次官は，下記の署名日から適用する。

プノンペン市，2000年12月29日

首相 フンセン